

## 6 給水装置工事図の作成

### 6・1 図の作成

給水装置工事設計図（以下「設計図」という。）及び給水装置工事しゅん工図（以下「しゅん工図」という。）は、正確かつ明瞭に作成すること。

〈解説〉

- 1 (1) 図の作成にあたっては、誰にでも容易に理解できるように大きくはっきりと表現すること。
- (2) 漢字は楷書とし、文字や数字等は複写した場合でも明瞭となるよう表記すること。
- (3) 給水管について、わかり易くするために他の線と比較して太く表示すること。線が交差する場合は、跨いでいることが容易に判断できるように表示すること。（別表第25・3を参照のこと。）

## 6・2 設計図及びしゅん工図の様式等

- 1 設計図は、給水装置工事設計図（要領様式第25号）により作成すること。
- 2 しゅん工図は、給水装置工事しゅん工図（要領様式第26号）により作成すること。
- 3 設計図及びしゅん工図は、CADソフトを使用して作成すること。
- 4 設計図は、新設する給水装置を赤色表示、それ以外を黒色表示とすること。
- 5 しゅん工図は、全て黒色表示とすること。
- 6 図面番号等を記載すること。

### 〈解説〉

- 1 (1) 用紙の大きさが日本産業規格A3により難しい場合は、A2又はA1のいずれかの大きさとすることができる。  
(2) 図面の折り方については、給水装置工事設計図（要領様式第25号）のとおりである。  
(3) A2又はA1の場合の図面の折り方については、A3に準じること。  
(4) 給水装置、地下埋設物及び装置場所等の諸元表について記入すること。
- 2 1と同様とする。
- 3 これによりがたい場合は、製図用ペンを使用して作成することができる。
- 4 (1) 「6・5 設計図に記載する図」を参照のこと。  
(2) 設計変更の場合は、「6・9 設計変更の場合の設計図の作成」を参照のこと。  
(3) 部分施行の場合は、「6・10 部分施行の場合の設計図の作成」を参照のこと。
- 6 (1) 図面が複数枚となる場合は、図面タイトル右下にページ数を記載すること。（分母を全体ページ数、分子を当該ページ数とする。）  
(2) 予定栓を使用する場合は、図面タイトル右下に予定栓番号を記載すること。  
(3) 私幹又は専用給水装置を幹栓とする場合は、図面タイトル右下に幹栓番号を記載すること。  
(4) 幹栓と予定栓の両方を記載する場合は、予定栓番号を上にする。  
(5) 図面が複数枚ある場合は、すべての図面に上記の(1)～(4)を記載すること。
- 7 給水切替えをした場合は、しゅん工時に、タイトルを「給水装置工事切替図」とし、図面の右側に「専用栓○○○の○○工事に伴う切替図」と記載した給水装置工事切替図を提出すること。記載する項目はしゅん工図と同様とする。（6・11 しゅん工図に記載する図等を参照）

### 6・3 作図記号及び地図記号等

- 1 設計図及びしゅん工図の作図記号は、設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表（別表第25）によること。
- 2 設計図及びしゅん工図の地図記号等は、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。

#### 6・4 口径及び延長等の単位

- 1 給水管の口径の単位は、mmとし、単位記号は記載しないこと。
- 2 給水管の延長の単位は、m、小数点第一位止めとし、小数点以下第二位を四捨五入すること。単位記号は記載しないこと。
- 3 横断面図及びオフセット図等の寸法の単位は、mとし、単位記号は記載しないこと。
- 4 構造図等の単位は、m又はmmとし、単位記号は記載しないこと。

〈解説〉

- 1 図面が煩雑にならないように考慮したものである。

## 6・5 設計図に記載する図

- 1 設計図に記載する図は、次のとおりである。
  - (1) 位置図
  - (2) 平面図
  - (3) 配置図
  - (4) 配管図
  - (5) 立面図
  - (6) 横断面図
  - (7) 詳細図
  - (8) 構造図
  - (9) 参考図
- 2 予定栓を使用した新設工事及び改造工事の場合で、前回のしゅん工図に記載されていた横断面図、構造図、オフセット図等のうち、不要となるものを除き全て記載すること。
- 3 自家水道等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分がある場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。
- 4 自家水道を併用している場合はカランの位置及び自家水ポンプの位置を記載すること。

### 〈解説〉

- 1 (1) 位置図及び平面図以外は、必要に応じて作成すること。
  - (2) 平面図、配管図、立面図、横断面図、詳細図及び構造図において、既設の給水装置及び配水管等は黒色破線で、新設する給水装置は赤色実線で表示すること。また、同時施工がある場合には他の給水装置工事の申請部分は赤色破線とすること。
  - (9) 管理者が必要と認めた場合に提出すること。(例：やむを得ず受水槽給水とする場合の二次側配管図等。)
- 2 (1) 未承認工事部分がある場合、自家水配管等の既設配管を流用する場合等は、必ず立面図を記載すること。
  - (2) 既設配管を流用する部分は、黒色破線とし、流用する旨を表記すること。
  - (3) 大規模施設等において、部分的な改造工事を行う場合、全体の配管に直接影響しない配管の記載は省略することができる。この場合、既設の配置図と整合がとれていること。また、大規模施設の判断については審査係と事前に協議すること。
- 3 給水装置と自家水道がクロスコネクションとなっていないことを現地で確認するため。
- 4 平面図、立面図等の頁に、口径や栓数を整理したカラン表 (1) を記載すること。

工種	既 設		新 設		撤 去		合 計	
	口径	個数	口径	個数	口径	個数	口径	個数
分岐取出	φ13	—	φ20	—	φ13	—	φ20	—
メーター	φ13	—	φ20	—	φ13	—	φ20	—
給水栓	φ13	3	φ13	8	φ13	3	φ13	8
浄水器			φ13	1			φ13	1
給湯器具等			φ20	1			φ20	1
自己メーター			φ13	2			φ13	2

カラン表 (1)

〈解説〉 4 特殊器具（給湯器具、浄水器、直圧式トイレ、製氷器等）は給水栓数に含めず別項目で記載する。

## 6・6 位置図の作成

設計図に記載する位置図は、次により作成すること。

- 1 縮尺は、1／5,000を基本とする。
- 2 設計図の左上に配置する。
- 3 必ず真上が北になるように作成する。
- 4 申請地が位置図の中心付近となるように作成し、引き出し線で表示する。
- 5 付近の目標物を記載すること。

〈解説〉

- 1 (1) 目標物等が少ない場合においては、1／10,000とすることができる。  
(2) 位置図は次のデータの写しを使用できる。
  - ア もりおか便利マップ (<https://www2.wagmap.jp/morioka/Portal>)
  - イ 道路網図(縮尺1／5,000)
  - ウ 盛岡広域都市計画図(縮尺1／10,000)
ただし、これによりがたい場合（新規の開発行為によるもの等）は、管理者の指示によること。
- 2 図面が複数枚となる場合は、必ず一枚目の図面の左上の端に記載すること。（大きさは、概ね10cm～12cm角の正方形とする。）
- 4 (1) 申請地を赤色で表示し、枠外に表示すること。  
(2) アクセス経路がわかり易いものが望ましい。

## 6・7 平面図の作成

設計図に記載する平面図は、次により作成すること。

- 1 縮尺は、1/100又は1/200とする。
- 2 真上が北になるように作成する。
- 3 記載する内容は次のとおりとする。
  - (1) 給水装置等
    - ア 分岐から末端の給水栓等までの管種、口径、延長、給水用具等
    - イ 当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等
    - ウ 隣接地の水栓番号又は予定栓番号
  - (2) 給水装置等以外
    - ア 給水装置場所の敷地境界、建物の形状、間取り、駐車場等
    - イ 道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等
    - ウ 他の地下埋設物（公設柵の位置等）
    - エ 土地の所有者名
- 4 臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込む場合の臨時用の平面図は、余白に枠を設けて分岐から給水用具までを作成するか、又は一般用の図面と分けて別紙とする。
- 5 集合住宅等を一括で申し込む場合、建物全体のメーター先の水抜栓までの平面図と各戸のメーター以降のタイプ別平面図に分けて作成する。
- 6 複数の予定栓を一括で申し込む場合は1枚の平面図に作図できるものとし予定栓を設置する区画内に区画番号等を記載する。また予定栓一覧表（要領様式第7号）を添付すること。
- 7 耐震管からφ50mm以上で分岐する場合は、一体化長さと掘削延長を表示すること。

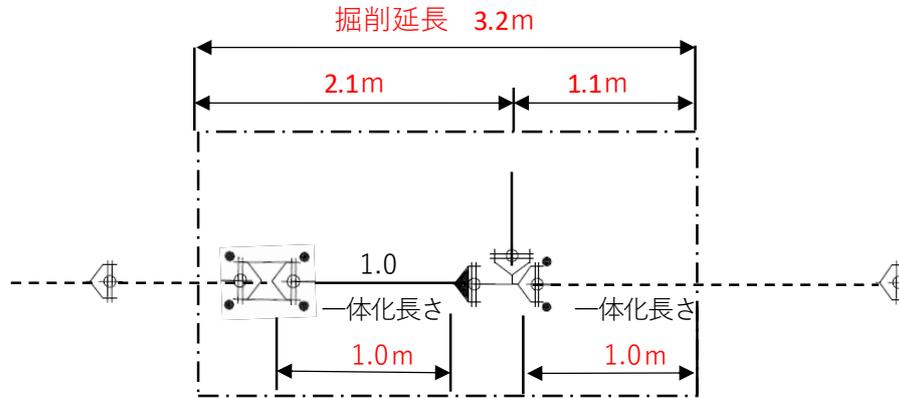
〈解説〉

- 1 100分の1とすることが望ましい。
- 2 土地の形状等によりこれにより難しい場合は、方位を記載のうえ左右45度以内の角度で回転することができる。
- 3 (1) ア (ア) 既設部分も含めて全て表示すること。また、給水管の線は他の線よりも太く表示すること。ただし、水理計算を伴わない一般住宅等で新設工事の場合は、宅内配管延長の記載は不要とする。ただし、改築工事で記載がある場合は除く。
  - (イ) 撤去する部分は、新設した部分と被らないようにずらして記載し、赤色斜線で表示すること。また、道路内等においては「掘上撤去」または「残置」と記載すること。ただし、メーター先全装置撤去の場合は、既設部分の図示は不要とし、「メーター以降全装置撤去」と赤色で記載すること。
  - (ウ) 1階以外（2階以上）については、余白に記載すること。
  - (エ) 管種を表示する場合は、継手記号（別図第25・4）としないこと。

- (オ) 給湯器については給湯器の種類を記入すること。
  - (カ) 給湯器具以外の特殊な給水用具等(直圧トイレ、加湿器等)については、製造業者名、型式等を表示し、第三者機関の認証品であることを確認できる書類の写しを添付すること。
  - (キ) 管理用止水栓及び水抜栓等は、口径、型式、長さ等を表示すること。
  - (ク) 仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名、口径、型式等を表示すること。
  - (ケ) 給湯器等の二次側配管は表示しないこと。
  - (コ) 連合栓の場合は、関係する給水装置を分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。
  - (サ) 当該敷地内に連合ではない別な給水装置がある場合は、分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。
  - イ (ア) 当該給水装置の分岐対象が、専用給水装置又は私幹等の場合は、管種、口径、専用給水装置又は私幹の番号を表示すること。
    - (イ) 管種を表示する場合は、継手記号(別図第25・4)としないこと。
  - ウ (ア) 隣接地は、隣接する敷地のほか、道路等の対面に存する敷地も表示すること。
    - (イ) 隣接する道路等に他の給水装置等が縦断的に埋設されている場合等は、その装置について分岐からメーターまで表示すること。この場合、線が交差しないように跨ぐように表示すること。
  - (2) ア (ア) 敷地境界線及び建物の形状は太線で表示すること。
    - (イ) 小屋、駐車場、植栽、外壁、コンクリート基礎(エコキュート、エアコン室外機、オイルタンク、外階段等)等の計画について表示すること。
  - イ 幅員、舗装の種別等を表示すること。
  - ウ 位置、種類、管種及び口径等を表示すること。ただし、道路掘削を伴わない場合は、平面図、横断面図ともに水道以外の地下埋設物の記載は不要とするが、従前のしゅん工図に横断面図が記載されている場合は、しゅん工図に地下埋設物を記載する。なお、道路掘削を伴う場合は今まで通り記載すること。
  - エ 申込者以外が所有する土地の場合は、表示すること。
- 4 縮尺は、1/100とすること。
- 5 (1) 建物全体のメーターまでの平面図は、分岐からメーター先の水抜栓までを作図し、メーター脇に各戸の戸番号・水栓番号等を、建物枠内に各戸の戸番号・水栓番号等及びタイプ名を表示すること。
- (2) 各戸のメーター以降のタイプ別平面図は、メーターから下流側の全てを作図し、各戸の諸元表を記載すること。

7 耐震管の一体化長さが確保できているか目視で確認するために必要な掘削延長も表示すること。

記載例



※一体化長さの範囲内に継手が露出した場合は、伸縮防止金具を設置すること。

## 6・8 その他の図の作成

設計図に記載するその他の図は、次により作成すること。

- 1 配置図 広範囲に作図する必要があり、平面図に表示しきれない場合等
- 2 配管図 ダクタイル铸铁管を使用する場合等
- 3 立面図
  - (1)配水管分岐部からメーターまでの立面図 すべての場合
  - (2)メーター以降の立面図 平面図の縮尺が1/100以外の場合及び1/100であっても平面図で書き表すことができない場合等
- 4 横断面図 道路（私道を含む。）内の掘削を伴う場合等
- 5 詳細図 水路又は軌道等を横断して給水管を布設する場合等
- 6 構造図 受水槽、地下式消火栓、空気弁又は排水弁を設置する場合等

### 〈解説〉

- 1 (1) 敷地が広大な場合、又は連合栓の工事等で全域を平面図に表示しきれない場合に作図すること。この場合、メーターまで表示すること。
  - (2) 縮尺は、作図範囲を考慮して決定すること。
- 2 平面図と同方向に作成すること。
- 3 配管が複雑で、平面図では確認できない場合等に作図すること。  
鳥居配管となる場合は作図すること。
- 4 (1) 断面ごとに作図すること。
  - (2) 縮尺は、1/100又は1/50とすること。
  - (3) 記載する内容は次のとおり。
    - ア 道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界、幅員、舗装の種別等を表示すること。
    - イ 他の地下埋設物の位置、種類、管種、口径等を表示すること。
    - ウ 配水管等の位置、種類、管種、口径、工事番号等を表示すること。
    - エ 当該給水装置の分岐から宅地内の管理用止水栓又は仕切弁までを図示し、管種、口径、延長、埋設深さ等を表示すること。
- 5 適切な縮尺とすること。
- 6 (1) 適切な縮尺とすること。
  - (2) 受水槽について
    - ア 構造、材質、寸法、吐水口空間及び壁面からの寸法、公称容量、有効容量等を表示すること。
    - イ 水抜き用の給水用具等から下流側について表示すること。
  - (3) 地下式消火栓、空気弁、排水弁等について、弁室の形状、寸法、材料等を表示すること。

この場合、弁栓類のほか配管も併せて記載すること。

## 6・9 設計変更の場合の設計図の作成

- 1 設計内容を変更する場合の設計図は、次のとおり作成すること。
  - (1) 変更する部分は、当初設計を黄色で、変更設計を赤色で表示すること。
  - (2) 変更しない部分は、当初設計と同じ線種とし、全て黒色で表示すること。
- 2 図面タイトルの表示は、次のとおりとすること。
  - (1) 図面のタイトルを給水装置工事設計変更図と記載すること。
  - (2) 当初設計と変更設計を同じ図面に表示する場合は、タイトル枠の右と下を黄色で、左と上を赤色で表示すること。
  - (3) 当初設計と変更設計の図面を分ける場合は、当初設計図のタイトル枠の全周を黄色で、設計変更図のタイトル枠を赤色で表示すること。

### 〈解説〉

- 1 当初設計と変更設計を同じ図面に表示する場合は、線が重ならないように当初設計内容等をずらして表示すること。

## 6・10 部分施行の場合の設計図の作成

- 1 給水装置工事部分施行願を提出する場合の設計図は、次のとおり作成すること。
  - (1) 線種は、給水装置工事の申込みの際の設計図と同様とすること。
  - (2) 施行したい部分を赤色で、それ以外を黒色で表示すること。

〈解説〉

- 1 「4・1・12 給水装置工事の事前着工」を参照のこと。

## 6・11 しゅん工図に記載する図等

- 1 しゅん工図に記載する図は、次のとおりである。
  - (1) 位置図
  - (2) 平面図
  - (3) 立面図
  - (4) 配置図
  - (5) 配管図
  - (6) 横断面図
  - (7) 詳細図
  - (8) 構造図
  - (9) オフセット図
- 2 装置場所記入欄の上部に収受番号を記入すること。
- 3 給水装置の撤去工事について撤去部分の表示は、次のとおりとすること。(新設、改造工事を除く)
  - (1) 配水管等から給水管を分岐し直した場合は、分岐からメーターまでについて、従前の給水装置を新設した部分と重ならないようにずらして作図し、斜線表示とする。
  - (2) メーター以降の撤去部分についての表示は不要とする。
- 4 臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込んだ場合は、次のとおりとすること。
  - (1) 臨時用のしゅん工図は不要とする。
  - (2) 臨時用で工事した給水装置のうち、一般用で残った部分は一般用のしゅん工図に実線で表示する。
  - (3) 臨時用で配水管等から給水管を分岐し直した場合は、3(1)と同様とする。
- 5 改造工事の場合で、前回のしゅん工図に記載されていた横断面図、構造図、オフセット図等のうち、不要となったものを除き全て記載すること。
- 6 既設の図面に記入されていない情報(止水栓の種類、管種、口径等)についても、工事の際に確認できるものは記入すること。
- 7 自家水配管等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分があった場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。
- 8 平面図に、配水管分岐からメーターまでの立面図を別途余白に記載すること。ただし、立面図が必要な場合は不要とする。
- 9 平面図、立面図、配管図いずれかの項に、カラン表を記載すること。
- 10 自家水道を併用している場合はカランの位置及び自家水ポンプの位置を記載すること。
- 11 耐震管からφ50mm以上で分岐した場合は、一体化長さとし掘削延長を表示すること。

〈解説〉

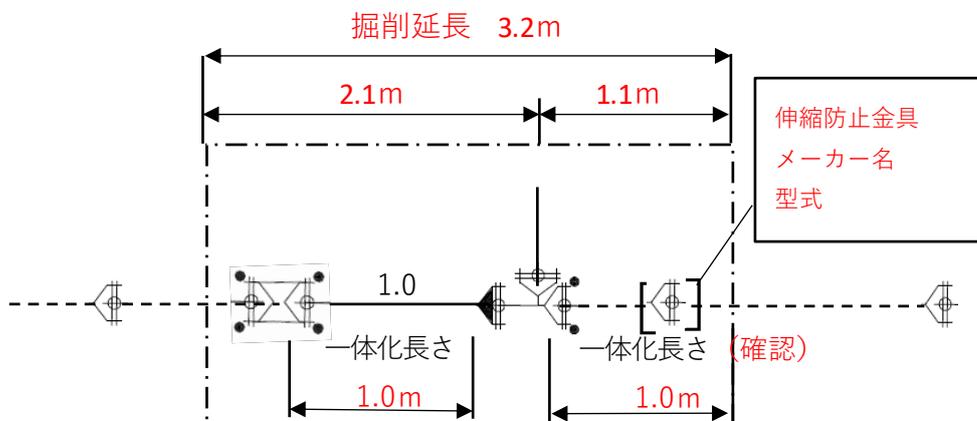
- 1 (1) 位置図、平面図及び立面図以外は、必要に応じて作成すること。
- (2) 位置図、平面図、配置図、配管図、横断面図、詳細図及び構造図の作成は、設計図の作成に準じること。ただし、一般住宅等で、平面図の縮尺を1/100とした場合は、水抜栓から末端の給水栓まで延長の記載を省略することができる。
- (3) すべて黒色で表示すること。
- (4) 止水栓については、種類（M型、甲止水）口径及びサイズ（長さ等）を表記すること。  
 (例) M型止水栓 φ20×0.65 甲止水栓 φ20 など
- 3 (1) 道路内等で、不要な管を残置したことを確認できるようにするためである。
- (2) 敷地内等に不要な管を残置する場合には、図示しておくことが望ましい。
- 5 (1) 大規模施設等において、部分的な改造工事を行う場合、全体の配管に直接影響しない配管の記載は省略することができる。この場合、既設の配置図と整合がとれていること。
- 9 カラン表は下記の例を参考とすること。

工 種	口 径	数 量
分岐取出	φ 20	—
メーター	φ 20	—
給水栓	φ 13	10
//		
給湯器具等	φ 20	1

カラン表（2）

- 11 耐震管の一体化長さが確保されていることを記載する。

記載例



## 6・12 立面図の作成

しゅん工図に記載する立面図は、次により作成すること。

- 1 記載する内容は次のとおりである。
  - (1) 当該給水装置の分岐から末端の給水栓等までの配管（既設装置及び給湯器等の二次側配管を含む）
  - (2) 当該給水装置の分岐対象である配水管等の管種、口径及び工事番号
- 2 平面図と整合を図る。
- 3 水平な配管は水平に、水平方向に直角な配管は45度の角度に、立ち上がり配管は垂直に作図し、給水管の管種、口径及び各区間の延長を記載する。
- 4 給水管及び給湯器等の二次側配管の表示は、既設管を破線で、新設管を実線で表示する。
- 5 管理用止水栓及び水抜栓は、口径・型式等を表示する。
- 6 仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名及び口径・型式等を表示する。
- 7 集合住宅等の場合は、建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図と、各戸のメーター以降のタイプ別立面図に分けて作成する。

〈解説〉

- 7 (1) 建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図は、分岐からメーター先の水抜栓までの部分を作図し、メーター脇には各戸の戸番号及び水栓番号を、建物枠内には各戸の戸番号、水栓番号及びタイプ名を記載すること。
  - (2) 各戸のメーター以降のタイプ別立面図は、メーターから下流側の部分を作図し、各戸の**カラー表**を記載すること。

## 6・13 オフセット図の作成

オフセット図は、次により作成すること。

- 1 適切な縮尺を選定すること。
- 2 分岐位置のオフセット図は、分岐位置の中心から3箇所以上の一定不変な構造物等までの距離を実測し、記載すること。
- 3 管理用止水栓、仕切弁、地下式消火栓、空気弁、排水弁等のオフセット図は、筐又は人孔の中心から3箇所以上の一定不変な構造物等までの距離を実測し、記載すること。
- 4 撤去工事で生じた継ぎ手や分水栓キャップ止め位置についても、同様にオフセット図を作成すること。
- 5 平面図とは別枠で記載すること。

〈解説〉

- 1 **100分の1**とすること。
- 2 **既設の図面に記載がある場合は転記**すること。

- 3 止水栓等が複数ある場合は、全てについて記載すること。(既設部分を含む)
- 4 新たに分岐工事等を行う際、次工事の設計施工の参考となるため継ぎ手位置等の離隔を正確に記載する。
- 5 平面図と重なって見づらくならないようにするため。

## 6・14 立面図の省略

一般住宅等（中高層建物直結給水を除く）の給水装置工事において、平面図を次のとおり作成する場合は、立面図を省略できる。

- 1 縮尺が1/100であること。
- 2 給水管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。
- 3 給湯管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。また、給湯器具及び湯抜き栓を給水管の平面図にも書き表していること。

〈解説〉

- 1 **ア** 平面図で書き表すことができない場合等は、当該部分の立面図を記載すること。  
**イ** 一般住宅等とは、一般住宅のほか事務所・テナント等を含む場合であり、メーター口径が25mm以下のものとする。

別表第25 設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表

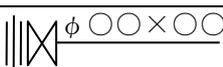
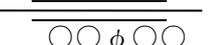
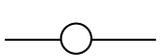
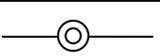
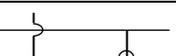
1 管種記号

名 称	記 号	名 称	記 号
铸铁管	<u>CIP φ○○</u>	波状ステンレス鋼管	<u>SSP φ○○</u>
铸铁管（更生）	<u>CIP-L φ○○</u>	硬質ポリ塩化ビニル管	<u>VP φ○○</u>
タクトイル铸铁管〇形	<u>DIP-〇 φ○○</u>	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	<u>HIVP φ○○</u>
塗覆装鋼管	<u>SP φ○○</u>	ポリエチレン管（軟質2層管）	<u>PP φ○○</u>
亜鉛めっき鋼管	<u>GP φ○○</u>	高密度ポリエチレン管（PE100）	<u>HPPE φ○○</u>
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	<u>SGP-PB φ○○</u>	鉛管	<u>LP φ○○</u>
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	<u>SGP-PD φ○○</u>	架橋ポリエチレン管	<u>XPEP φ○○</u>
硬質塩化ビニルライニング鋼管	<u>SGP-VB φ○○</u>	ポリブテン管	<u>PBP φ○○</u>
硬質塩化ビニルライニング鋼管	<u>SGP-VD φ○○</u>	銅管	<u>CP φ○○</u>
石綿セメント管	<u>ACP φ○○</u>	被覆銅管	<u>CP-D φ○○</u>
被覆可とう管	<u>FJ φ○○</u>		

2 給水管等の表示

区 分	線形・色別	区 分	線形・色別
新 設	<u>(設計図-赤)</u> (しゅん工図-黒)	設計変更部分（変更前）	黄色
既 設	--- 黒色破線 ---	設計変更部分（変更後）	赤色
撤 去	破線上を斜線 -// -// -// -// -// -// -// -// -// -// -//	全装置撤去	 <small>メーター以降全装置撤去</small>

3 弁栓類・その他

名 称	記 号	名 称	記 号
地上式単口消火栓		割T字管取出し	 φ○○×○○
地上式双口消火栓		さや管（〇〇は管種・口径記入）	 ○○φ○○
地下式単口消火栓		ソフトシール仕切弁	
地下式双口消火栓		仕切弁	
排水弁（弁室有）	 J (立面)	ストップ弁	
排水弁（弁室無）		サドル付分水栓	 (立面のみ)
空気弁（単口）		管理用止水栓 メーター直結止水栓	
空気弁（双口）		メーター（量水器）	
片落管	 φ○○×○○	逆止弁	 N
管の渡り		受水槽	 P

4 継手記号

名 称	記 号	名 称	記 号
A形継手		異種管継手 (CVS)	
A形特殊押輪		異種管継手(CVS-A)	
K形継手		異種管継手 (スッポンMDV)	
K形特殊押輪		異種管継手 (スッポンMDV-K)	
離脱防止型特殊押輪 (K型・3DkN)		異種管継手 (スッポンロング MVF)	
OTキャッチャー		異種管継手 (スッポンショート MVF-K)	
NS形継手		フランジ継手	
NS形継手 (ライナ使用箇所)		シモク	
SII形継手		LA・MC・KG継手	
SII形継手 (ライナ使用箇所)		90° エルボ	
GX形継手		45° エルボ	
GX形継手 (ライナ使用箇所)		被覆可とう管	
P-L i n k		異種管伸縮継手	
G-L i n k		径違エルボ	
S50形継手		チーズ	
S50形継手 (ライナ使用箇所)		径違チーズ	
S50形継手 (抜け止め押輪)		ヘッダー	
		ブッシング	
		ユニオン	
		径違いソケット	
		異種管継手 (材料名記入)	

5 異形管記号

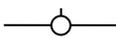
名 称	記 号	名 称	記 号
十字管		栓	
T字管		割T字管	
受さし片落管		短管1号	
さし受片落管		短管2号	
曲管		排水T字管	
フランジ付T字管		短管1号片落	
継輪		短管2号片落	

6 給水栓類 (平面図)

(給水配管)		(給湯配管)	
名 称	記 号	名 称	記 号
給水栓類	 <small>(センサー式) または (自動水栓)</small>	一般給湯栓類	
湯水混合水栓類		湯水混合水栓類	
給湯器具等 (給湯以外は種別を表示)		給湯器具等 (給湯以外は種別を表示)	
水抜き栓		湯抜き栓	
バルブ		バルブ	
ボールタップ		不凍水栓柱	
フラッシュバルブ			

7 給水栓類 (立面図)

(給水配管)		(給湯配管)	
名 称	記 号	名 称	記 号
給水栓類	 <small>(センサー式) または (自動水栓)</small>	一般給湯栓類	
湯水混合水栓類	 <small>(シャワー付)</small>	湯水混合水栓類 (シャワー付)	
給湯器具等 (給湯以外は種別を表示)		給湯器具等 (給湯以外は種別を表示)	

水抜き栓		湯抜き栓	
バルブ		バルブ	
ストレート止水栓		ストレート止水栓	
アングル止水栓		アングル止水栓	
ボールタップ		不凍水栓柱	
フラッシュバルブ		吸気弁	